広島大学で働くみなさまへ

広報紙

# ひろば

No. 65

2016年12月5日発行

配布対象　広大全教職員

発行　広島大学教職員組合

〒739-0046 東広島市鏡山 1-7-2（広大西口）
内線（東広島 84）5390　TEL/FAX　082-422-7556
メールアドレス　union@hiroshima-u.ac.jp
ホームページ http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/

【ニュース】
1. 3+1プログラムについて
2. 団体交渉（大学提案）の一部報告

## みなさんは広島大学の労働者です。

**組合は、働き続けたいというあなたの願いを支援します。**
**少しずつでも働きやすく、働き甲斐のある職場にしていくために**
**みんなで考え動いていきます。・・・それが労働組合です。**

**困っていること、不安に思っていること、まずは誰かに話をすることがとても大切です。**
**組合は、皆様から話をきき、一緒に話し合いながら、解決へ向けて動きます。**

## 広島大学教職員組合に入りましょう！

当組合には、ユニオン・ショップ制は導入されておりません。就職されると自動的に当組合員になる仕組みではありません。ご自分の意志で各々裏面の加入用紙での加入をお願いします。

【ユニオン・ショップ制とは】（この場合の「ショップ」とは、「お店」という意味ではなく「職場」という意味。）
①従業員は協定締結組合の組合員でなければならないと規定する組合締付条項と②新入社員で一定期間内に協定締結組合に加入しない者、同組合を脱退した者、同組合から除名された者を解雇すべきことを使用者に義務付ける解雇条項の組み合わせからなる労働協約上のシステム（これを定めた協約条項はユニオン・ショップ協定(条項)と呼ばれる）ないしその適用下に置かれた職場をいい、組織強制の一形態をなすものである。（「基本労働法Ⅲ」三井正信　著より引用）

***組合費（1か月分）（ボーナス徴収なし）**
**【常勤職員】**
**・月給制：本給×0.5%**
**・年俸制職員：基本年俸額÷12×65%×0.5%**
**【契約・非常勤職員/その他】 300-500円**

**＋**

***各支部費（単位 円/1か月分）** ※主に勤務場所基準で区分します。
**事務0/図書0/総合科学50/文学50/教育100/社会科学50/理学30/大学病院・霞120/工学0/生物生産（常勤）300・（契約）100/国際0/附属中・高50/附属小0/附属東雲0/附属福山100/附属三原幼・小・中0**

## 組合加入はこちらまで！

**裏面の加入用紙を、学内便、郵送、FAX、メール等で組合までお送りください。（HPからでも用紙は入手できます。）**
**http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/**

**東広島事務所（本部）平日9:00～17:45**

**〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2（広大西口）**
**内線（東広島84）5390 TEL/FAX 082-422-7556**
**メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp**

**内線は東広島以外の地区からはあたまに84をつけておかけください。**

この間の2つの事案をご報告致します。（文責：和田）

# 新たな事業 『3+1プログラム』について

10月1日から始まった中国の特別聴講生の受け入れ（今回は26名。次年度は100名受入れ予定。）ですが、不明点等が多いと関係教員、事務の方から組合には質問等が多く寄せられていました。そこで組合は、所轄の国際室と11月15日、「3+1プログラム」に関する意見交換会を行ないました。本プログラムの概要と今後の大学の展望、組合からの意見の一部をご報告します。

**3+1プログラムとは？ （概要）**

(1)対象となる学生：中国、将来的にはASEANの大学で3年目までの課程を修了し、日本語能力に関して一定の要件を満たした学生（特別聴講学生として受入れ）

(2)受入れ期間：10月～翌年6月（9カ月間）

(3)受入れ先：森戸高等教育学院 （なお、2016年度受け入れについては、各学部で受入れ）

(4)プログラム概要：本学指導教員の下、専門教育や派遣元大学(母校)に提出する卒論指導など学部4年目の教育を実施。本プログラム聴講生には、広島大学は修了証書を授与する。聴講生の派遣元大学（母校）は本学で修得した単位認定を行い、学位を授与する。翌年6月の本プログラム修了後は、所定の要件を満たせば、3カ月余りの外国人研究生としての期間を経て、大学院入試合格後、本学大学院への進学が可能。

(5)授業料：399,600円（3ターム分） ※入学料、検定料は不徴収

※2016年度受け入れ実績（総科3名、文学9名、教育7名、法学3名、経済1名、工学3名 計26名）

**意見交換会での組合からの意見**

**<u>各部局が受入れることにより、各部局、各教職員にすべての負荷がかかっている現状を鑑み、「事業実施主体の規模によっては、国際室だけでは収拾できない。大学は早目の措置をするよう。」意見しました。</u>**

なお、組合が最も懸念している留学生の受入れ先となる「森戸高等教育学院」に関しては次のやり取りをしました。

（組合） 森戸高等教育学院ではなく、各部局、各教職員にすべての負荷がかかる体制では、今後人数増えたときに対応できない。森戸高等教育学院の実体化について説明が欲しい。

（大学） 実績をつまないことには先に進めない。ある程度実績を積み、形がみえてきたら順次必要な手当をしていくという考え。国際室からの具体的な要望との摺合せが必要。すべてこれからの話。人員措置についても、現状のままで続けろということは言っていない。実態に即して順次考えていく方針。

（大学） 国際室が何をどのようにしたいのか。建物か人かバーチャルか学院長がいるのかのプランニングを。

（組合） 学長の号令でやっており、事業実施主体の規模によっては、スクラップ＆ビルドも必要とのこと。国際室ではおさまりきらない。早目の対応を。

（組合） 留学生の立場も考え、来てよかったという内容になるよう、受入れ体制は慎重に運んでもらいたい。

以上

# 団体交渉（大学提案）の一部報告

10月4日、31日に大学提案により団体交渉を行いました。いずれも12月1日付改正の提案です。概略をご報告します。

## <u>1．2016年度「人事員勧告」への対応について妥結内容</u>

**【大学提案】**

(1)常勤職員本給を平均0.2%引き上げる。

(2)12月期賞与の勤勉手当を0.1カ月引き上げる。（再雇用0.05月、特定幹部管理0.1月、指定職0.1月分引上げ）

**【組合要求】**

契約職員の一時金支給についても<u>昨年同様支給することを要求し、支給する旨の大学回答を得た。</u>

やった！
組合成果！

## <u>2．広島県の最低賃金改定に伴う時間給の改定について妥結内容</u>

**【大学提案】**

10月1日改正の広島県最低賃金への対応です。なお10月1日に遡及し支払われます。

(1) 契約環境整備員の1号俸時間給を770円から795円に、2号俸時間給を795円から810円に改定する。

(2) 契約病院調理員の1号俸時間給を791円から795円に改定する。

**【組合要求】**

この改定により、今まで約20円以上の差があった契約環境整備員1号俸と契約病院調理員1号俸の職種が同額になることは問題であると指摘。<u>またパートタイム契約職員全体へのベースアップ要求を行い、「今後へ向けて検討し、次年度4/1以降に提案する」旨の大学回答を得ました。</u>

やった！
組合成果！

## 3. 年俸制職員給与規則について

**【大学提案】**

(1)年俸額（号俸）の4分割化
(2)業績年俸のボーナス時期での支給
(3)診療に従事する医師、歯科医師に対する年俸額の調整
(4)年度末年齢が64歳以上教員の年俸制への切替え及び年俸額の明文化

**【改正結果】**

(1)上記大学提案の(1)～(3)は、改正になりました。
(2)大学提案(2)の業績年俸の賞与時期での支給については、各地区職員代表者の意見の通り「希望者のみ賞与時期の支給を選択できる」と規則を改正した旨、職場代表の意見書提出後、11月30日に大学より連絡を受けました。
(3)大学提案(4)の64歳以上教員全員への年俸制導入は継続交渉となり、この度の改正では取り下げになりました。

なお、別途提案のあった10月4日（第98回団交）の資料に記載の年棒制適用者拡大へ向けた取り組み、新採用の「講師」「准教授」「教授」を年棒制として雇用することについては、反対を表明した結果、取下げになりました。交渉の一端は以下の職場代表の意見書（豊潮丸分）をご参照ください。(組合は交渉内容について職場代表と連携しています。)団交時には(1)～(3)は承諾しましたが、その後職場代表者とのやりとりの中でわかったことがあり、最終的に以下の意見を提出しました。

**（抜粋）年俸制職員給与規則について**

●年俸額（号俸）の4分割について

現行の60万円刻みから15万円刻みに変更するということですが、60万円刻みであった時に、優れた業績を上げたものを含め、誰も全く引き上げが行われなかったという点に問題があります。1号俸当たり60万円の引き上げとはいえ、年俸額ですから、賞与額を含めた月額にすれば3万円にもなりません。しかも改定は3年ごとですから、1年あたり1万円に満たないということです。こうしたわずかな昇給すら、まだ1名も出ていないと報告されましたが、これは年俸額の刻みに問題があるのではなく、年俸制を導入する目的に問題があると言わざるを得ません。つまり、年俸制は給与を上げないための制度だったと言えます。号俸の刻みを細かくするのではなく、一定の割合に基づいて昇給を実施する制度へと、年俸制を改編することを求めます。

●業績年俸の賞与（ボーナス）時期での支給について

年俸制教員からローン支払い等の利便性のための要望により改定とのことで、申し出た場合は、従前通りに扱われるという選択制にしたとのことでした。しかし、両者は対等な関係ではなく、賞与期の支給が原則、従前どおりは申し出があった場合のみというのでは、知らぬ間に賞与時期の支給に変更されてしまう危険性があります。両者を対等にし、すべての教員が年俸制を選択する場合に支給方法を同時に選択する制度への変更を求めるとともに、現行の制度を改定するわけですから、改定時にも,すべての教員にこれを選択するかを問い、現行制度からの変更を選択した教員に対してのみ新制度を適用するよう求めます。

●診療に従事する医師、歯科医師に対する年俸制の調整について

月給制助教や病院助教との比較から初任給手当相当分が低額である年俸制助教に対する措置として、職名（教授、准教授、講師、助教）ごとに初年度の号俸の調整（上乗せ）を行う改定でありますが、条文で「診療に従事する年俸制職員」と限定されたことにより、現在支給を受けている「診療に従事していない」医師免許、歯科医師免許所有者に対しては初任給調整手当が支給されないことになってしまい、不利益変更です。この改定は認めるわけにはいきません。

広島大学練習船豊潮丸事業場
広島大学教職員組合
執行委員長　吉田　将之

**【組合要求、及び補足】**

大学側は、中期目標及びSGU採択時等に文科省との取決めの中で、年俸制職員の定量数値目標を決めています。国立大学改革プラン（法人支援課からの要請）分が、平成28年度に関しては、8月1日付けで60名の不足です。その数値目標が達成できなかった場合、今後、国から支給される予算等に減額措置がある可能性及び広大への評価が落ちる可能性を示唆しました。また、年俸制導入の目的は、人材の流動化を促進し、教育・研究環境を強化し、競争力を高めるという文科省の方針に沿って行なっており、こうした全国的な流れに逆行することで、本学が優秀な人材を確保できなくなることに対する懸念も示しました。

これに対し組合は、人材が流動化するということは、その反面、長期にわたり基幹業務を担う教員の減少を生み、落ち着いた研究環境がなくなることに繋がる。学生に対しても、継続した教育の質の保証ができなくなる。文科省との約束であるトップ100の達成ばかりに気をとられ、「大学としてどこに向かいたいのか」という疑問を投げかけました。また、64歳以上教員の年俸制への一本化について、現時点で月給制と比較し、不確定要素の多い年俸制に、多くの教員が移行を躊躇っている。従って、一本化するのではなく、月給制と併用し、各々選択できるようにすればいいのではないかと提案しました。